

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱い

指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）の提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えた場合であって、下記のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）第83号に規定する正当な理由があるものとして取扱います。

- 1 指定居宅介護支援事業所が所在する日常生活圏域において、判定期間の初日現在のサービス種別ごとの事業所数が5事業所未満である場合
※日常生活圏域とは、介護保険法第117条第2項第1号の規定により介護保険事業計画において区が定める区域をいう。
- 2 判定期間における1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- 3 判定期間において訪問介護等を位置付けた居宅サービス計画の件数が、それぞれのサービス種別ごとに1月当たり平均10件以下である場合
- 4 紹介率最高法人において、次の要件の全てに該当する場合
 - (1) 居宅サービス計画に最も多く位置付けられた指定訪問介護事業所、指定通所介護事業所、指定福祉用具貸与事業所又は指定地域密着型通所介護事業所について、東京都福祉サービス第三者評価を受審し、とうきょう福祉ナビゲーションへの公表に同意していること。
 - (2) 第三者評価の評価実施期間最終日が判定期間の最終日より3年以内であること。
- 5 判定期間において、暦月で1月以上休止した場合（当該判定期間中に再開した場合を除く。）

- 6 新型コロナウイルス感染症に係る指定居宅サービス事業者等によるサービ

ス内容の変更、休止等に伴い、やむを得ず一時的に特定の指定居宅サービス事業者等によって提供された訪問介護等の割合が増加した場合

※ 任意の様式に経緯等を記載し、「特定事業所集中減算に係る届出書」と併せて提出すること。

例) a 事業所が令和2年○月○日から△月△日まで休止していたため、A法人のa 事業所による通所介護を位置付けた居宅サービス計画(□件)について、上記期間は、B法人のb 事業所による通所介護を位置付けた。